

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 5月29日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	2号機	所内用圧縮空気系の計装用圧縮空気系連絡配管逆止弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	所内用圧縮空気系の計装用圧縮空気系連絡弁(圧力調整弁)において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、機能には影響なし。	対象外	
3	2号機	計装用圧縮空気系除湿装置(A、B)(付属設備を含む)の点検期限を点検計画に基づき平成27年5月、6月としていたが、点検期限までに交換部品を納入することが困難になったことから、マニュアルに従い、検討・評価し点検期限を3ヶ月延長。	GⅢ	
4	2号機	所内用圧縮空気系の計装用圧縮空気系連絡弁(圧力調整弁)前弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
5	4号機	取水路(補機ポンプ室(B))の簡易点検の期限を点検計画に基づき平成27年5月としていたが、効率的に点検を実施するには非常用ディーゼル発電設備(A)の点検時期(点検期限:平成28年3月)にあわせて実施することが望ましいため、マニュアルに従い、検討・評価し点検期限を10か月延長。	GⅢ	